

## 新庄市監査公告第41号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月10日

新庄市監査委員

大場 隆司

新庄市監査委員

高橋 富美子

記

1 監査の種類 定例監査

2 監査の対象 会計課  
令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の期間 令和3年2月5日から令和3年2月24日まで

4 監査の着眼点

令和2年度新庄市監査計画の「監査の着眼点」及び「監査の重点項目」により実施した。

(監査計画の監査の着眼点)

- ①公正で合理的かつ効率的な行政運営がなされているか。
- ②収納事務における領収書、帳簿等の整備、記帳は、適正に行われているか。

また、現金及び切手等の保管及び取扱いは適正か。

- ③契約事務は、関係法令に基づき公正かつ的確に行われているか。
- ④工事、修繕、業務委託等の設計、施工、検査は、適正に行われているか。
- ⑤補助金等の交付は、関係法令等に基づき目的が明確で補助額等が適正であるか。
- ⑥公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- ⑦リスクの高い事務等の管理が、適正に行われているか。
- ⑧前回の監査で指摘された事項は、改善されているか。

(監査計画の監査の重点事項)

- ①使用料、手数料等で料金改定等が、適切に反映され適正に徴収されているか。
- ②公金管理業務が、関係法令に基づき遅滞なく円滑に行われているか。

## 5 監査の実施内容

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、その経理手続き業務の執行について概ね妥当であった。ただし、指摘事項として次の事項については改善措置が必要と認められる。

### (指摘事項)

1. 直接収納について、財務規則で別段の定めがあるときを除き、翌日まで指定金融機関等に払い込むように改正を行っているが、「別段の定め」について明確な規定がないため規定を整備するとともに、公金の取扱事務について、現金の收受及び払い込みの際の現金の受け払い、帳簿の整備、確認方法について各課等で差異が見られるため、マニュアルの整備を検討し、適正な公金管理及び指導に努めること。
2. 指定金融機関等の市に属する現金の出納について、報告書の作成、指定金融機関の市の口座への振替手続きについて、関係法令、関係例規、契約書等を確認し、事務の取り扱いについて整理し、報告書等の確認を強化し、指定金融機関等に的確に指導が行えるよう体制を整えること。